

利益相反(COI)

【提出対象者】筆頭演者

【申告対象者】筆頭演者、共同演者

※ 本学術集会では、家族・親族等は申告対象者に含めないこととします。

※ ご所属として記載された自社企業の活動については、申告の必要はありません。

※ 本学術集会では、利益相反の有無に関わらず、発表は可能です。

下記フローチャートを参照し、不明な点がありましたらお問合せ下さい。

企業のみ所属
(所属企業名の記載あり)

研究機関・医療機関・
公的機関・各種団体等に所属

当該研究(発表)に関連して、
他の企業等からの資金提供が

当該研究(発表)に関連して、
企業等との利益相反(COI)が

無し
(1-a)

有り
(1-b)

無し
(2-a)

有り
(2-b)

利益相反(COI)申告書を当日スライド登録時に提出するのみです。

* 用紙は準備します。

* 発表スライドに利益相反(COI)開示の記載は必要はありません。

利益相反(COI)の申告・開示が必要

開示基準

「企業のみ所属」の方は、自社企業の活動は申告・開示を要しません。

- (1) 企業や営利を目的とする団体の役員、顧問職
1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上
- (2) 株の保有
1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、
あるいは当該全株式の5%以上の保有
- (3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
1つの特許権使用料が年間100万円以上
- (4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)
研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、
1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上
- (5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上
- (6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上
- (7) 奨学寄附金(奨励寄附金)
1つの企業・団体から、1名の研究者に支払われた総額が年間100万円以上
- (8) 企業などが提供する寄附講座
所属している場合に記載。
実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上
- (9) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)
1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上

利益相反(COI)開示スライドについて

利益相反(COI)が無い場合 (1-a、2-a)

表示の必要はありません。

※「利益相反(COI)なし」と表示頂いても構いません。

利益相反(COI)が有る場合 (1-b、2-b)

2枚目のスライドに、下記(例)のように開示をお願いします。

※ 所属として記載した自社企業の活動に関しては、記載の必要はありません。

※ 開示基準に該当しない項目は、記載の必要はありません。

第2回日本搬送学会学術集会 利益相反(COI)開示

筆頭演者 ○○ ○○

共同演者 □□ □□、△△ △△

本発表内容に関連し、開示すべきCOI関係

- ・ A社より研究費の提供

○○ ○○ : 200万円

- ・ B社より奨学寄附金の提供

□□ □□ : 100万円

【参考】[出典] 日本医学会COI管理ガイドライン2025 p7-p8

経済的なCOI状態が研究機関自体や研究者個人に生じること自体に問題があるわけではなく，研究機関や医学系学会の長及び研究者がそれらを適切に管理し，第三者の視点でバイアスが掛けられていると見られかねない状況を修正し，研究者及び研究機関に対する根拠のない誤解を避けるための仕組みを構築し，透明性を担保しつつ産学連携を推進していくことが重要な点である。